令和７年度美味しまね認証等取得支援事業　２次募集要領

産地支援課

１　募集事業名　　美味しまね認証等取得支援事業

２　申請期間　　令和７年６月２日（月）～ 令和８年１月30日（金）  
＊予算がなくなり次第終了します。

３　申請方法

（１）提出書類

**■交付申請書（交付要綱様式第１号）**

**■実施計画書（別記様式第１号）**

**■添付書類**

**・見積書**

**・青年等就農計画の認定書の写し**

**・写真（⑥を対象とする場合のみ）**

**・口座振替申出書（参考様式）及び預金通帳のカナ口座名義が記載されたページの写し（県からの振込用口座が未登録の場合）**

**■提出書類チェックシート**

※県ホームページに様式ファイルを掲載しています。

（２）提出先

電子メールまたは郵送により、下記担当宛に提出してください。

　　　※提出時の注意

　　　（電子メールの場合）

・件名を「美味しまね認証等取得支援事業　申請書提出」としてください。

・本文に「担当者名」と「連絡先」を必ず記載してください。

　　　（郵送の場合）

　　　　・表面に「美味しまね認証等取得支援事業 申請書在中」と朱書してください。

　（３）その他

・書類等に不備がある場合、申請者に申請内容の確認を行います。

・申請時点での予算執行状況によって、交付決定額が満額とならない可能性があることをご了承ください。

・提出された申請書類の個人情報については、秘密保持に十分配慮するものとし、補助金交付事務以外には無断で使用しません。

【申請書提出・問い合わせ先】

〒690-8501　島根県松江市殿町１番地

島根県農林水産部産地支援課美味しまね・GAPスタッフ　担当：小川

e-mail：[oishimane@pref.shimane.lg.jp](mailto:oishimane@pref.shimane.lg.jp)　TEL：0852-22-6011

県HP：<https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/seisan/nougyo_shien/hojyojigyou/oishimane_zigyo.html>

■事務手続きフロー